

## 関西国際大学大学院学則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 関西国際大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、グローバルな視野に立った研究能力、専門的知識・技術を修得し、国際社会において活躍できる人材を育成することを目的とする。

#### (教育目標)

第1条の2 前条に規定する目的を達成するための本大学院の教育目標は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 研究に基礎付けられた高度な専門知識の修得
- (2) 専門職業人として自立できる能力の獲得

#### (人間行動学研究科人間行動学専攻の教育研究上の目的)

第1条の3 本大学院の人間行動学研究科人間行動学専攻は、現代社会の現状を把握し、ライフサイクルを通じた人間行動に関する諸課題を行動科学的な立場から探求し、それらの問題解決に向け、高度な研究能力と専門的技術を身に付けた人材を養成するとともに、それを可能とする学術研究を行うことを目的とする。

2 前項に規定する目的を達成するための人間行動学研究科人間行動学専攻の教育目標は別に定める。

#### (人間行動学研究科臨床教育学専攻の教育研究上の目的)

第1条の4 本大学院の人間行動学研究科臨床教育学専攻は、複雑化する教育現場で活躍できる高度な研究能力と実践力を持ち、多様化する児童生徒に関する理解と支援に関し、専門性と実践力を持った人材を養成するとともに、それを可能とする学術研究を行うことを目的とする。

2 前項に規定する目的を達成するための人間行動学研究科臨床教育学専攻の教育目標は別に定める。

#### (看護学研究科看護学専攻の教育研究上の目的)

第1条の5 本大学院の看護学研究科看護学専攻は、人間愛と高い倫理観を基盤とし、高度な看護学の学術的理論および応用力を持つ、地域社会における看護を牽引する、創造性とリーダーシップ能力を備えた看護実践能力を有する人材を養成するとともに、それを可能とする学術研究を行うことを目的とする。

2 前項に規定する目的を達成するための看護学研究科看護学専攻の教育目標は別に定める。

#### (自己評価等)

第2条 本大学院は、教育及び研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項に定める評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。  
(課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本大学院の標準修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、計画的な教育課程の履修が認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、4年を超えて在学することができる。

4 長期履修学生に関して必要な事項については、別に定める。

(研究科、専攻及び学生定員)

第5条 本大学院において設置する研究科、専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の区分	入学定員	収容定員
人間行動学研究科	人間行動学専攻	修士課程	8人	16人
	臨床教育学専攻	修士課程	8人	16人
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	6人	12人

## 第2章 教員組織及び運営組織

(研究科委員会)

第6条 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、別に定める大学院担当教員選考基準により任用された教員をもって組織する。

(研究科長)

第7条 本大学院の研究科に研究科長をおく。

2 研究科長は、研究科の担当教員のうちから学長が指名し、研究科委員会の委員長となる。

3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

第8条 研究科委員会は、学長が意思決定を行うために掲げる次の事項について審議し、意見を述べなければならない。

(1)学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2)学位の授与に関する事項

(3)前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項が規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号については、学長裁定により別に定める。

4 本条に定めるもののほか、研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 本大学院の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の4学期に分ける。

春学期	4月1日から7月31日まで
夏学期(集中)	8月1日から9月30日まで
秋学期	10月1日から翌年1月31日まで
冬学期(集中)	2月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 夏期休業日8月1日から8月31日まで
  - (4) 冬期休業日12月24日から翌年1月6日まで
  - (5) 春期休業日3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 特別の必要がある場合は、休業中でも授業、実験又は実習を行うことができる。

### 第4章 入学・転入学・再入学・転学・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、春学期または秋学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

(入学の出願)

第14条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 その他提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者に対しては課程を治めるに必要な学力、人物及び健康状態について当該研究科委員会で選考の上、学長が入学を許可する。

(転入学)

第16条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会で選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願する者は、在籍する大学院の学長又は当該研究科の長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 入学を許可された者の既に習得した授業科目の履修単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第17条 本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会で選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の取扱い並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 入学を許可された者は所定の期日までに誓約書、身元保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第19条 本大学院の在籍者で他の大学院に転学を希望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合に限り、許可することがある。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することのできない者は、所定の用紙にその理由を記入し、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き

続き更に1年を限度として延長を認めることができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の用紙にその理由を記入し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者(ただし、第4条第3項に規定する長期履修学生を除く。)

(2) 第22条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 研究科委員会において修業の見込みがないと認めた者

2 除籍となった者の復籍については別に定める。

#### 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び履修方法)

第25条 各研究科に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。

(1年の授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(研究指導)

第27条 研究科委員会は、学生の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

(他の大学院及び本学学部の授業科目の履修)

第28条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院及び本学学部の授業科目を履修することを許可することがある。

2 前項の規定により他の大学の大学院で履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会で認める場合に限り、10単位を超えない範囲で、本大学院において取得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により本学学部の授業科目の履修に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の選定)

第29条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、10単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学において修得したとみなすことのできる単位は、合わせて10単

位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、学生の試験又は研究報告の成績により、担当教員が行うものとする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(論文の審査及び最終試験)

第31条 論文の審査及び最終試験の方法については、別に定める。

(授業科目の配当年次等)

第32条 本章に規定するほか授業科目の配当年次等、履修すべき科目等履修に必要な事項は、別に定める。

## 第6章 課程修了の要件等

(課程修了の要件)

第33条 課程修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を習得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験に合格することとする。

(課程修了の認定)

第34条 本大学院学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

2 課程修了の期日は、3月31日又は9月30日とする。

(学位の授与)

第35条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対して、学位を授与する。

2 本大学院において授与する学位は、次の各号のとおりとする。

(1) 人間行動学研究科人間行動学専攻 修士(人間行動学)

(2) 人間行動学研究科臨床教育学専攻 修士(教育学)

(3) 看護学研究科看護学専攻 修士(看護学)

3 学位授与の手続きについては、別に定める。

(免許状・資格の種類)

第36条 本大学院において取得することができる免許状及び資格の種類については、別に定める。

(教員免許状の取得)

第37条 本大学院において授与資格を取得することができる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

人間行動学研究科 人間行動学専攻 … 中学校教諭専修免許状・社会  
高等学校教諭専修免許状・公民  
中学校教諭専修免許状・英語

高等学校教諭専修免許状・英語

高等学校教諭専修免許状・福祉

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

人間行動学研究科 臨床教育学専攻 … 中学校教諭専修免許状・社会

高等学校教諭専修免許状・公民

中学校教諭専修免許状・英語

高等学校教諭専修免許状・英語

高等学校教諭専修免許状・福祉

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

2 本大学院において、幼稚園教諭一種免許状を有する者で、幼稚園教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合、小学校教諭一種免許状を有する者で、小学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合、中学校教諭一種免許状を有する者で、当該教科の中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合、また、高等学校教諭一種免許状を有する者で、当該免許教科の高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、別表2に掲げる授業科目について24単位以上を修得しなければならない。

3 教員免許状の授与資格を取得しようとする者は、別に定める履修料及び教育実習費を納入しなければならない。

4 その他、教員免許状の授与

資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料等納付金

(入学検定料等の金額)

第38条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

研究科	入学検定料	学 費		
		入学金		授業料 (年額)
人間行動学 研究科	35,000 円	他大学等卒業生	200,000 円	720,000 円
		本学卒業生	50,000 円	720,000 円
看護学研究科	35,000 円	他大学等卒業生	200,000 円	800,000 円
		本学卒業生	50,000 円	800,000 円

(長期履修学生の入学検定料等の金額)

第38条の2 前条の定めにかかわらず、長期履修学生の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

費目 区分	入学検定料	学 費		
		入学金	基礎授業料 (年額)	単位授業料 (1単位当たり)
長期履修学生	円 35,000	円 40,000	円 200,000	円 40,000

(授業料等の納入期)

第39条 授業料等は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入しなければならない。

区分	納入期
1期 (4月から9月まで)	4月中
2期 (10月から翌年3月まで)	10月中

2 やむを得ない事情によって、授業料等の分納・延納を希望する学生の取扱いについては、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第40条 学期の途中で退学し又は停学となった者の当該納入期分の授業料は納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料は納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの期間、授業料の半額を納入するものとする。ただし、この場合の授業料の額は、第38条に定める授業料(年額)の12分の1をもって月額として算定する。

(復学の場合の授業料等)

第42条 復学を許可された者については、復学した月から授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、第38条に定める授業料等(年額)の12分の1をもって月額として算定する。

(学年の途中で修了する場合の授業料等)

第43条 学年の途中で修了する者は、修了する見込みの月までの授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、第42条但書に準ずるものとする。

(納入した授業料等)

第44条 納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

## 第8章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本大学院において特定の事項について研究をすることを志願する者があるときは、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 その他、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本大学院において特定の課題について研究することを志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない限り、研究科委員会で選考の上、科目等履修生として学長が在籍を許可することがある。

- 2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生の履修料については、別に定める。
- 4 その他、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会で選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 その他、外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第49条 本大学院の規則、命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その軽重に従い、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第10章 授業時間

(授業時間)

第50条 授業時間は、関西国際大学履修規程第5条の2の規定を準用する。

ただし、6時限目以降の授業については、次のとおりとする。

6時限目 18:30～20:00

7時限目 20:10～21:40

## 第11章 休講の取扱

(休 講)

第51条 休講には学校行事による場合、授業担当者の学会出席等による場合、台風、災害および交通機関の運転中止による場合等がある。

2 休講は、原則として補講を行う。

(緊急時の取扱い)

第52条 警報発令、災害および交通機関の運転中止等による緊急時の措置については、関西国際大学履修規程第12条から第12条の2までの規定を準用する。

ただし、6時限目以降の授業については、次のとおりとする。

- ① 午後4時30分時点で警報が解除された場合および運休が解除された場合、平常どおり6時限目以降の授業を実施する
- ② 午後4時30分時点で警報が発令されている場合および運休が解除されていない場合、6時限目以降の授業を実施しない

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第38条に規定する授業料等の額は、平成20年度入学生から適用するものとし、それ以前の入学生については当該入学年度の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。